

議案第67号

鹿屋市情報公開条例及び鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

鹿屋市情報公開条例及び鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市情報公開条例及び鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(鹿屋市情報公開条例の一部改正)

第1条 鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号エ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、開示しても当該公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがないと認められるもの」を「情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に改める。

(鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿屋市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項、鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号）第18条第1項及び鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年鹿屋市条例第23号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため並びに鹿屋市個人情報保護法施行条例（令和4年鹿屋市条例第22号）第6条及び鹿屋市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問

に応じ調査審議するため、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2条第1項中「及び個人情報保護制度」を削り、「鹿屋市情報公開条例第2条及び鹿屋市個人情報保護条例第2条に規定する実施機関」を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会」に改め、同条第2項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿屋市情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。